

機密保持に関する誓約書

弊社は、GMOソリューションパートナー株式会社（以下「貴社」といいます。）から開示される機密情報に関して、以下の通り誓約致します。

第1条（機密保持）

1. 弊社は、貴社から弊社に開示される本件機密情報（次条に定義）を、以下の目的（以下「開示目的」といいます。）のためにのみ利用することを表明します。
目的：「貴社が提案する不動産物件に係る取引（以下「本取引」といいます。）について検討又は契約をするため」
2. 弊社は、本件機密情報を、本件機密情報に第3条の定めが適用されるとき、又は本取引が完了したときの何れかが早く到来するときまで、本誓約書記載の定めに従い第三者に開示・漏えいせず守秘することを表明します。
3. 弊社は、本件機密情報を滅失、毀損、漏えいされないよう、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
4. 弊社は、貴社の事前の承諾なく、本取引の相手方当事者へ本取引に関する連絡を直接、間接を問わず一切行わないものとします。

第2条（本件機密情報）

1. 本件機密情報とは、媒体及び手段（口頭、書面、磁気ディスク、専用回線等による通信など）の如何を問わず、弊社が知り得た情報のうち、貴社及び貴社の取引先が取り扱う不動産物件に関する情報（当該不動産物件の所有者の個人情報を含みますが、これに限りません）ならびに貴社及び貴社の親会社・関連会社・取引先・従業員等の事業情報、営業情報及び技術情報その他一切の第三者に知られたくない情報をいいます。（図面文書等の有体物で開示される場合には、図面、文書に記載された情報、電磁的記憶媒体に化体された情報、機器、装置、部品等の有体物の形状・構造・機能・作用等の情報）。
2. 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名（法人にあつてはその担当者又は代表者等の氏名）、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含みます。）をいいます。

第3条（本件機密情報の除外事由）

1. 弊社が以下の各号のいずれかに該当することを証明した情報は、本件機密情報から除外します。ただし、第2条第2項の「個人情報」については、この限りではありません。
 - (1) 既に公知、公用の情報。
 - (2) 開示後、弊社の責によらず公開され、公知となった情報。
 - (3) 開示を受けた時に既に知得していた情報。
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなしに入手した情報。
 - (5) 法令又は判決、決定、命令又は裁判所その他の公的機関による法令に基づく開示の要請があった場合に開示することが義務づけられた情報。
 - (6) 貴社弊社間で本件機密情報から除かれることを相互に確認した情報。

第4条（本件機密情報の開示）

1. 弊社は、本件機密情報を弊社の役員及び従業員に開示する場合、開示目的を達成するために必要な範囲内の者に限定して開示します。この場合、本件機密情報を知った弊社の役員及び従業員が本件機密情報を漏えいし又は開示目的以外に利用しないよう、監督その他必要な措置を講じます。
2. 弊社が開示目的を履行するために本件機密情報を第三者に対して開示する場合には、貴社の書面による事前の許可を得るものとします。なお、当該機密保持契約の内容は、少なくとも本誓約に基づき、弊社が貴社に対して負担するのと同様の義務を当該第三者に対して課するものとします。

第5条（損害賠償）

弊社は、弊社が本誓約に違反し、本件機密情報を開示者の事前の同意なく第三者に開示、又は開示目的以外に使用・利用することによって貴社に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償します。本条の定めは、本誓約書の定めが失効したといえども、なお有効に存続するものとします。

第6条（本件機密情報の返還）

弊社は、貴社から書面で要求があった場合、又は開示目的の不成立により本件機密情報を所持する必要がなくなった場合、本件機密情報に関するすべての書面、電子ファイル等の媒体及びこれらの複製物を直ちに貴社に返還するか又は貴社の指示に基づき破棄します。

第7条（個人情報の保護に関する特則）

1. 弊社は、貴社から個人情報のデータ（以下、「本件データ」といいます。）を預かるときは、当該個人情報が貴社の重要な機密情報であることを十分認識し、貴社に対して次のことを十分確認します。
 - (1) 貴社は、弊社に個人情報を預けるときは、そのデータ目録を添付します。
 - (2) 弊社は、本件データと目録とを認識し、目録を添付した受領証を貴社に交付します。
2. 弊社は、貴社から預かった本件データを開示目的のみに使用するものとし、第三者へ提供しません。
3. 本件データの管理については、双方に管理責任者をおくものとします。
4. 弊社は、本件データを記録した記録媒体があるときは、その媒体を善良な管理者の注意をもって管理する義務を負います。
5. 弊社は、本件データを、その使用目的に照らして必要最小限の社員（役員、従業員、臨時従業員、派遣社員等を含む。以下同じ。）に限り、管理責任者の監督の下で使用させます。
6. 弊社は、本件データの複写又は複製をしてはならない。但し、貴社の書面による事前の承諾があるときはこの限りではありません。
7. 弊社は、貴社の書面による事前の承諾なく、本件データを取り扱う業務を第三者に再委託しません。
8. 弊社は、本件データの使用によって知り得た貴社の情報の秘密を遵守する義務を負い、管理責任者が弊社の社員に当該義務を周知徹底するものとします。
9. 本件データの使用目的が達成されたとき、又は貴社から本件データの返還要求があったときは、弊社は直ちに貴社の指示に従って本件データを返還し、又は抹消等します。
10. 本件データが第三者に漏洩した場合、又はその可能性があると思われる場合、弊社は直ちに貴社へその旨報告するとともに、必要な措置をとります。
11. 本件データは、特段の表示がなくとも当然に本件機密情報に該当するものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 弊社は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」といいます。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいか

なる関係も有しないことを誓約します。

2. 弊社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。
3. 弊社は、弊社について本条第1項の表明に反することが判明した場合又は本条前2項の誓約に反した場合、貴社が何らの催告を要せず直ちに本取引を解除する権利を有することに同意します。なお、この解除によって生じた損害については、弊社が責任を負うものとします。

第9条（一般条項）

1. 本誓約書の定めに関する訴訟を提起する場合、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに弊社は貴社との間で合意します。
2. 本誓約書に定める守秘義務は、信義誠実の原則に従って履行されるものとし、本誓約書に定めのない事項は、弊社と貴社との間の別途協議により定めるものとします。

以上